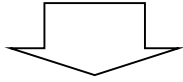


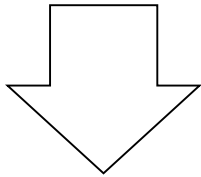
# 米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請の手続き

(耐震改修の場合)

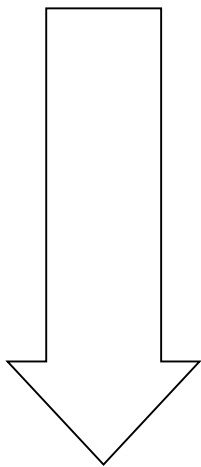
① 事前相談



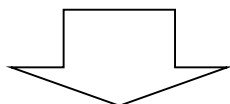
② 耐震改修工事  
見積り依頼



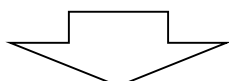
③ 交付申請



④ 交付決定



⑤ 着手  
中間検査



◆ 事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください。(建築時期、耐震診断の結果などを事前に確認のうえ、ご相談ください。)

◆ 住宅（一戸建て住宅を除く）および建築物の耐震診断等を依頼される場合は、鳥取県木造住宅耐震化業者登録台帳などを参考に相談され、耐震改修費用の見積書をもってください。申請時に必要になります。

◆ 申請書には、次の書類を添付してください。

- ①耐震改修に要する経費の見積書の写し
- ④申請建物の付近見取図、配置図、平面図等
- ⑤その他市長が必要と認める書類
  - ・ 建築時期のわかる書類（家屋の課税明細書、固定資産課税評価項証明書、建物の登記事項証明書の写しのいずれか）
  - ・ 耐震診断の結果を示す書類
  - ・ 改修設計に基づき耐震改修を実施した後における当該対象建物の耐震診断の結果書

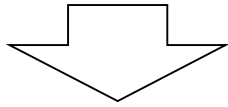
◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

◆ 事業に着手したときは、速やかに着手届出書を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

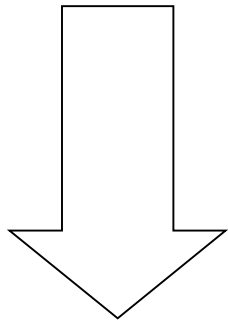
**なお、事業の着手（契約）は補助金の交付決定通知後に行ってください。**

また、必要に応じ、現地にて中間検査を実施します。

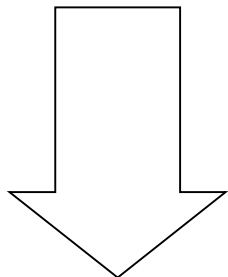
## ⑥ 完了検査



## ⑦ 実績報告



## ⑧ 補助金確定



## ⑨ 補助金請求

◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届出書を提出して下さい。日程調整後、現地にて完了検査を行います。

◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して報告してください。

- ①耐震改修に要した経費の請求書又は領収書の写し
- ②事業の成果を示す資料・写真等（1部）
- ③その他市長が必要と認める書類

◆ 書類審査の上、補助金の額を確定します。

補助金の額：**工事費の4/5※1**  
上限120万円

※1 令和元年度までに当補助金を利用して耐震改修設計を実施した場合の補助金の額は、工事費の23パーセントで上限は、100万円です。

◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書に次の書類を添付して提出してください。

- ①口座振込依頼書  
(補助金は、指定の口座に振り込みます。)

### 耐震改修を行う建築士・施工者等の方へ

- 補助の対象となる耐震改修は、以下のいずれかに該当するものとなっております。
  - (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。
  - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第二に示すもの。
  - (3) その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの。
- 米子市補助金等交付規則第7条第1項の規定に基づき、必要に応じ、中間検査を行う場合がありますので、工程等を事前に協議してください。